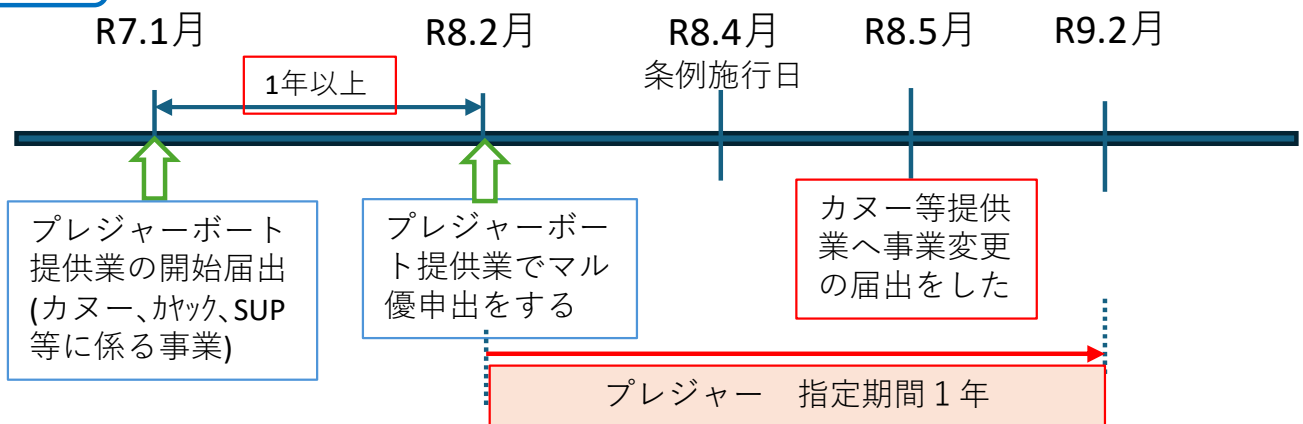


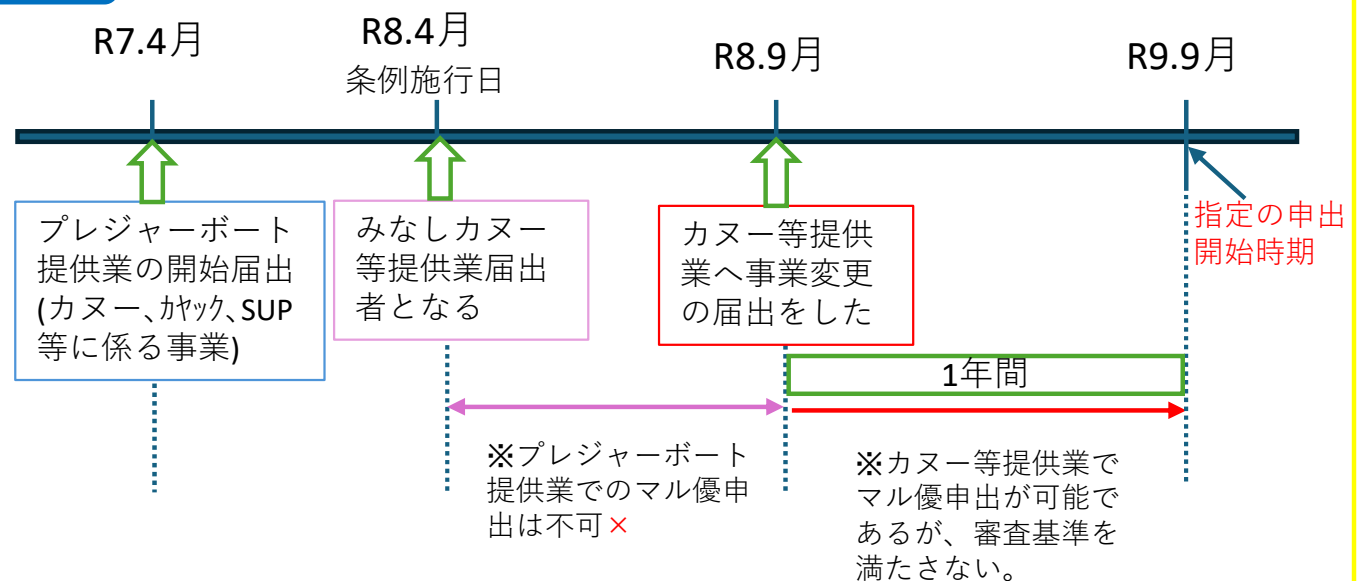
安全対策優良海域レジャー提供業者の指定申出について (みなしカヌー等提供業届出者)

例 1



みなしカヌー等提供業届出者が、条例施行日より前に受けたマル優指定は、条例施行日以降も有効です。(カヌー等へ事業変更した後も有効ですが、指定業種を変更するなどの手続はありません。)

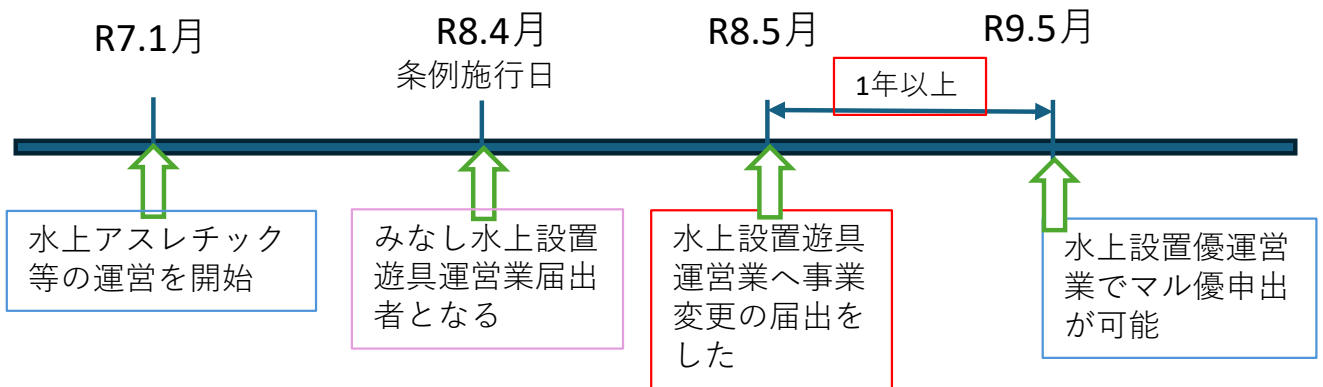
例 2



- ① 条例施行日（令和 8 年 4 月 1 日）においてカヌー・カヤック・SUP等を提供している事業者（改正前の条例におけるプレジャーボート提供業届出者）は、条例施行日に「みなしカヌー等提供業届出者」となり、2 年間の猶予期間中（令和10年 3 月31日まで）に、カヌー等提供業への事業変更の届出が必要です。
- ② みなしカヌー等提供業届出者は、条例施行日以降は、プレジャーボート提供業によるカヌー等提供業に関するマル優指定の申出はできません。（※条例施行日にカヌー等提供業届出者とみなされるため。）
- ③ みなしカヌー等提供業届出者は、カヌー等提供業への事業変更の届出をした日からのマル優指定の申出が可能となりますが、審査基準は過去 1 年間の安全対策を評価するため、基準を満たさないこととなります。（※指定の申出については、事業変更の届出してから 1 年経過した後に行ってください。）

安全対策優良海域レジャー提供業者の指定申出について (みなし水上設置遊具運営業届出者)

例 3



水上設置遊具運営業につきましては、今回（R8.4.1施行）の条例改正に伴い、新たに届出をする業種となりますので、同事業に対するマル優指定については、条例施行後に事業の届出をした日から1年経過した後に、申出が可能となります。